

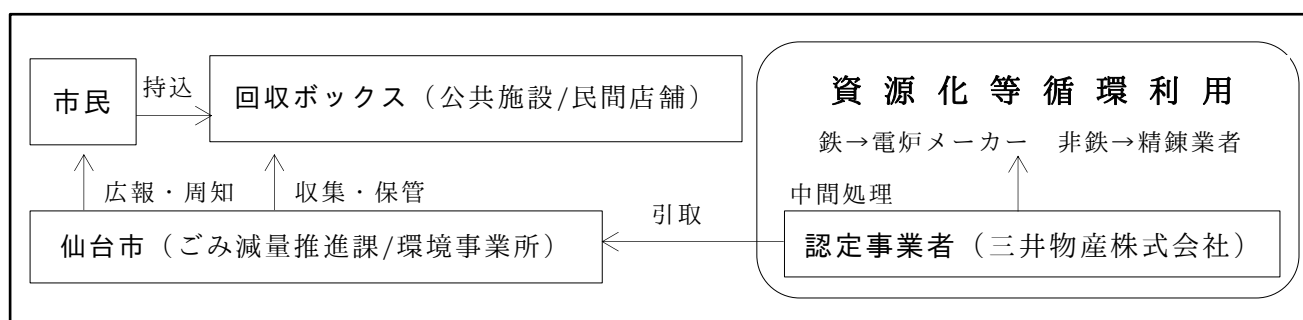
小型家電リサイクルモデル事業について

平成26年7月30日
環 境 局

1 事業の概要

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたことを受け、環境省が実施する小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（再資源化事業者提案型）を活用（5月23日事業採択）し、認定事業者（三井物産㈱）と連携した以下の事業スキームにより当該モデル事業を実施する。

2 事業スキーム



(1) 実施期間

平成26年9月1日～平成27年3月31日（実証事業）

※平成27年度以降、市の事業として継続予定としている。

(2) 回収方法

区役所等の公共施設及び一部の店舗に専用の回収ボックスを設置し、市民が持ち込む方法で実施する。（公共施設13カ所、民間店舗8カ所、計21カ所）

青葉区（6）	青葉区役所、宮城総合支所、葛岡リサイクルプラザ、ごみ減量推進課、ホームック南吉成店、ウジエスーパー中山店
宮城野区（2）	宮城野区役所、宮城野環境事業所
若林区（2）	若林区役所、今泉リサイクルプラザ
太白区（7）	太白区役所、秋保総合支所、太白環境事業所 ウジエスーパー（袋原店・長町店・西多賀店）
泉区（5）	泉区役所、泉環境事業所、イオン仙台中山店、ホームック泉店、ウジエスーパー明石南店

(3) 回収対象品目

回収ボックス投入口（30cm×15cm）に入る長さ30cm以下の小型家電製品。

例：携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、小型ゲーム機、ACアダプター等。（粗大ごみを除く）

※回収予定量：10～15 t /年

3 他都市の事例

(1) 政令指定都市の実施状況

法施行前から実施	7 都市	京都市、北九州市、福岡市、熊本市、 神戸市、浜松市、新潟市
法施行後から実施	8 都市	札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、 横浜市、大阪市、相模原市、名古屋市
未実施	5 都市	仙台市（9月実施予定）、 岡山市（平成27年1月実施予定） 静岡市、堺市、広島市（未定）

(2) 東北ブロックの実施状況

宮城県	独自事業	・不燃ごみ収集からの選別	女川町
青森県	一部実証事業	・ボックス回収 ・不燃ごみ収集からの選別	青森市、八戸市 他17市町村
岩手県	一部実証事業	・ボックス回収 ・不燃ごみ収集からの選別	盛岡市 他5市町村
秋田県	実証事業	・ボックス回収 ・不燃ごみ収集からの選別	横手市 他18市町村
山形県	独自事業	・ボックス回収 ・不燃ごみ収集からの選別	山形市 他3市町村
福島県	独自事業	・ボックス回収 ・不燃ごみ収集からの選別	白河市 他9市町村